

選挙運動にインターネットを 利用される皆様へ



インターネット選挙運動 解禁でできること



はじめに

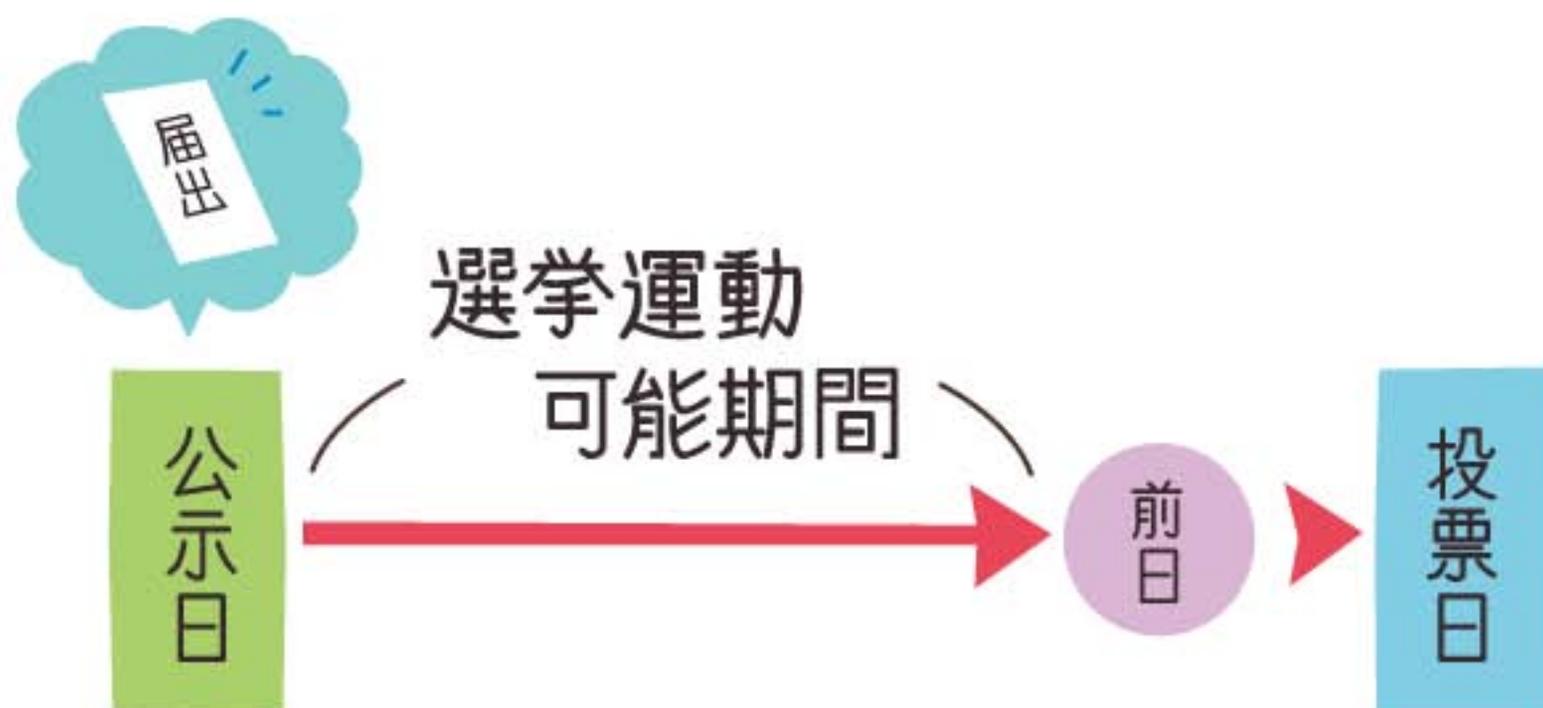
平成25年4月に国会で公職選挙法改正案が成立し、5月26日から施行されることになりました。これによりまして、従来は法律で禁止されていた、インターネットを使った選挙運動が次の国政選挙から解禁されることになりました。

今回の改正では、政党等及び候補者だけでなく、一般の有権者もインターネット上で選挙運動ができるようになります。これにともない、国民の皆さんがインターネット上でどのようなことができるか、できないのか、どこで情報を知れば良いかなどについてできるだけ分かりやすく説明するためこのサイトを開設しました。

選挙運動とは

選挙運動とは、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」とされています。逆に純粹に当選を得させないための活動（いわゆる「落選運動」）は選挙運動には当たりませんが、他の候補者の当選を目的として行う落選運動は選挙運動に当たります。

選挙運動は、公示日（告示日）に立候補の届出をしてから投票日の前日まで（選挙運動期間）に限りすることができます。それ以外の期間、たとえば、立候補届出前にする選挙運動は事前運動として禁止されています。



▲【注意】投票日当日は選挙運動を行うことはできません。

また、未成年者は選挙運動を行うことはできません。

これらの違反に対しては禁錮、罰金等の罰則や選挙権・被選挙権の停止の制度がありますので、ご注意ください。

選挙運動に良く似たものに、政治活動があります。政治上の目的をもって行われるいっさいの活動から、選挙運動にあたる行為を除いたものということができ、選挙運動に係る規制はかからないこととされています。

いつからできるか

インターネット選挙運動は、公職選挙法改正法施行日（平成25年5月26日）以後初めて公示される国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以降に、公示・告示される国政選挙及び地方選挙について適用されることになっています。



政党等や候補者ではない、一般の有権者がどのようなことができるでしょうか？

有権者は、ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイトなどの「ウェブサイト等」を利用して特定の候補者の応援を呼びかけることができるようになります。ツイッター・フェイスブック等でのつぶやき・コメントや、メッセージ機能を用いたユーザー間でのやり取りなども行うことができます。

しかし、電子メール（SMTP方式及びSMS方式）を利用する方法による選挙運動を一般有権者が行うことはできません。（※1）

そのため、SNSのメッセージ機能についても、一般の電子メール（Eメール等）からメッセージを送信する等の場合には、SMTP方式を使用することとなるため一般の有権者はできませんので注意してください。

落選運動は、これまでどおり規制されていません。ただし、選挙期日の公示日（告示日）から投票日当日までの間に行われる落選運動に限り、「ウェブサイト等を用いた選挙運動・落選運動の注意点」に書いてあるように、「メールアドレス等を表示させる義務」がありますので、注意が必要です。

※1 電子メールを利用する方法による選挙運動は、候補者・政党等に限って行うことができます。





インターネット選挙運動解禁で一般の有権者ができること

ウェブサイト等を用いた選挙運動	ホームページ、ブログ等	○
	フェイスブック、ツイッター等のSNSでコメントする	○
	フェイスブック、ツイッター、LINE等のメッセージ機能を用いて特定のユーザー間でやり取りする	○
	自ら制作した応援動画をネット配信する	○
電子メールを利用した選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	×
	候補者や政党等から送信されてきた選挙運動用電子メールの転送	×
紙媒体を利用した選挙運動	ウェブサイト等を利用した選挙運動の内容を印刷して配布	×
	候補者や政党等から送信されてきた選挙運動用電子メールを印刷して配布	×
落選運動	特定の候補者を批判する文書をウェブサイトに掲載・電子メールで送信	○ (※2)

※2 選挙期日の公示日（告示日）から投票日当日までの間に行われる落選運動に限り、メールアドレス等の表示義務が課されることとなります。

ウェブサイト等を用いた選挙運動・落選運動の注意点

 選挙運動のメッセージを書き込むときは、
連絡先メールアドレスなどを表示させることが必要です

ウェブサイト等を利用して

①選挙運動を行う場合

②選挙期日の公示日（告示日）から投票日当日までの間落選運動を行う場合は、自分のメールアドレス等の連絡先を表示する必要があります。また、メールアドレスでなくとも、返信用フォームのURLやSNSのアカウント等でもよいことになっています。

メールアドレス等の表示義務を果たしていない情報については、プロバイダが情報発信者に同意照会をせず直ちに削除しても発信者に対する損害賠償責任を負いません。



連絡先はこちら

 選挙運動期間前、投票日当日以降の更新

選挙運動は、選挙運動期間中にしか行うことはできませんので、選挙期間前・投票日当日以降に候補者や政党等への投票を呼びかけるといった内容の情報を発信することはできません。

ブログの更新などもこれに当たります。

 名誉を侵害するメッセージは削除の同意が求められることがあります

あなたが書いた選挙運動のメッセージなどが、名誉を侵害するものとして、政党等や候補者から削除申出がISPや掲示板提供事業者、SNS提供事業者などのプロバイダ等にあった場合、それらのプロバイダ等から、削除についての同意照会の連絡がプロバイダ等の保有しているあなたの連絡先に送られてくる場合があります。

プロバイダ責任制限法という法律では、これまでプロバイダ等が発信者に対して削除の同意照会をしてから7日経過しても回答がない場合、プロバイダ等はそのメッセージなどを削除しても損害賠償責任を負わないことになっていましたが、選挙運動期間中に頒布された情報のうち一定の条件を満たすものに関しては削除の同意照会をしてから2日経過しても回答がない場合、そのメッセージを削除しても損害賠償責任を負わない特例が設けられています。



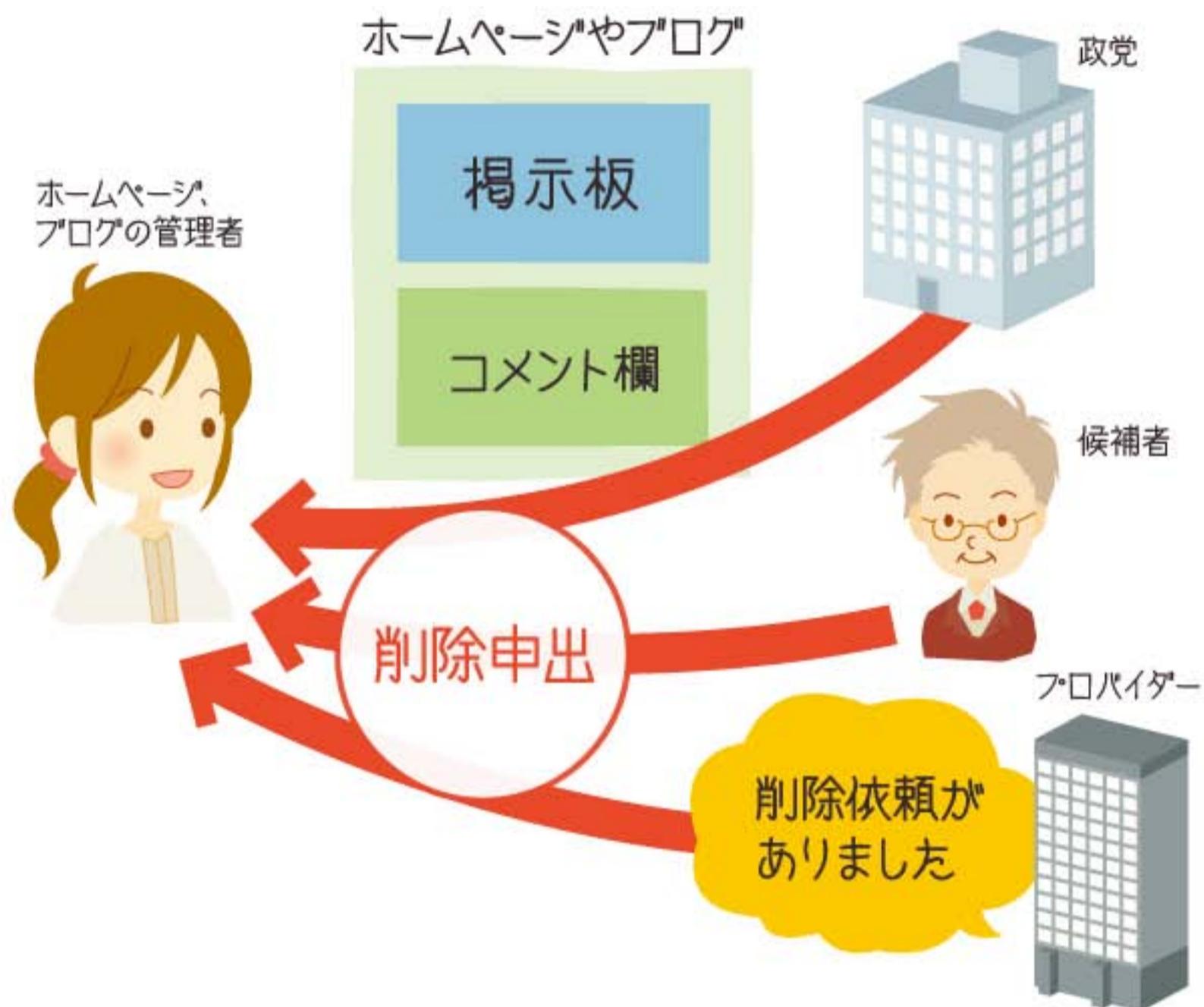


掲示板管理者の注意

個人でも掲示板を開設していると、上記のような削除申出が来るかもしれません。ブログのコメント欄についても同様です。

削除申出が来た場合、プロバイダの団体が定めた手続きに基づき対応しましょう。

※上記手続きは「[関連情報](#)」に紹介しているリンクから入手できます。



気を付けたいこと・良くある質問 (FAQ)

選挙運動期間

選挙運動は選挙の公示日（告示日）に、立候補の届出をしてから選挙期日の前日までしかすることができません。

電子メールの利用

電子メールを利用する選挙運動は、候補者、政党等以外の者は行うことができません。一般の有権者の場合は、候補者や政党等から送られてきたメールを他の人に転送することも禁止されていますので、ご注意ください。

未成年者による選挙運動の禁止

年齢満20歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、あらゆる選挙運動をすることができません。



20歳未満

頒布等の制限

ウェブサイト上に掲載され、または選挙運動用電子メールに添付されたマニフェストやピラを紙に印刷して頒布することや、ポスターを紙に印刷して掲示することは禁止されていますので、ご注意ください。

誹謗中傷・なりすましの禁止

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事実を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます。

当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名称または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます。

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます。



関連情報

こちらもご参照ください

ネット選挙運動解禁動画コンテスト

http://www.youtube.com/playlist?list=PL7PI1I61-EVLSp1tgM_JT4_v4I7dMSnSw

総務省 インターネット選挙運動の解禁に関する情報

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

インターネット選挙運動解禁に伴うプロバイダ責任制限法の特例に関する情報

http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/Internet_election.html

立候補している候補者・政党等については、必要に応じて選挙管理委員会にお問い合わせください。